

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 ＜教育実習＞ 3 年生秋学期（10 月～翌 2 月）
②	教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞ ・ 中学校 3 週間（120 時間） ・ 高等学校 2 週間（60 時間）
③	実習校の確保の方法 ＜教育実習＞大学が指定する学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。
④	実習内容 ＜教育実習＞ 1.生徒理解： 担当学級の諸活動に入り、生徒についての理解に努める。 2.参加実習： 実習校教員の授業を参観したり、教員の指示のもと生徒の支援・指導にあたる。（参観授業では授業記録をとる）実習校教員の指導のもとで、授業準備を整え、指導案を作成し、授業をする。 3.校務理解： 教職員の勤務（とくに教育指導以外の職務）について、体験を通して理解する。（職朝、会議、研修等）地域や家庭との連携について、体験を通して理解する。 4.学校行事への参加： 期間中の学校行事については、可能な限り参加する。行事についての事前指導、準備、事後指導等について学ぶ。
⑤	実習生に対する指導の方法 ＜教育実習＞ 1. 実習校教員と大学教員が連携を図りながら指導にあたる。 実習期間中に大学教員が訪問指導する。 実習中になにか問題が生じた場合については、実習校と大学教員が相互に連絡を取り合い対処する。 実習終了後アンケートを実習校に記入していただくことで、今後の実習指導改善に活かす。 2. 実習生は週に 1 度必ずメールにて大学教員に実習状況を報告する。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ＜教育実習＞ 実習日誌および指導案、実習校よりご評価いただいた「成績報告票」（添付資料）および巡回担当教員からの報告、事後指導における担当教員との面談により総合的に評価する。
2	事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数 <教育実習> 教育実習事前事後指導の授業を、3回生前期・後期に実施する（15×2コマ）。
② 内容（具体的な指導項目） <教育実習> 1. 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に実習に参加する。 2. 教育実習で得られた成果と課題等を省察し、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等を理解する。
③教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について 教育実習においてハラスメント行為を受けたり、ハラスメント行為を目撃したりした場合に、相談するためにはそれが許されざる行為であることを自覚できる必要がある。そこで、教育実習に関わらず、学内でもハラスメント行為にあった場合にはすぐに相談することを初年次から指導し、学内に「人権委員会」「セクシャルハラスメント防止委員会」「セクシャルハラスメントに関するガイドライン」を設け、学生が相談できる体制を整えている。 教育実習では、ともすれば評価する側と評価される側という立場に置かれ、ハラスメント行為を受けても相談しにくい状況が生起しがちである。そのような立場にあっても、ハラスメント行為の相談や告発が実習の評価等において不利益を生じることが決していないように、学生及び実習受け入れ校に周知する努力を重ねている。 相談窓口としては、教育実習担当教員や学生部修学支援課、教職課程指導センターなど学生が相談しやすい担当者・部署とし、相談があった場合には速やかに教職課程指導センターによる会議を設けて対応を協議することとする。
3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。） ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等 ・ 委員会等の名称 「教職課程協議会」 「教職課程指導センター」 「学生部・教学部」 「教育開発センター」 ・ 委員会等の構成員（役職・人数など） 「教職課程協議会」 - 学部長、教職課程指導センター長、「教育実習」担当教員、教職に関する担当教員の内専任教員（人数計7名） 「教職課程指導センター」 - 教職課程指導センター長、センター所属教員（人数計4名） 「学生部・教学部」 - 学生部長、学生課長・課員、修学支援課長・課員（人数計9名） - 教学部長、教学課長、教学課員（計4名）

「教育開発センター」

教育開発センター長、主事、専任研究員、嘱託研究員、教学部長、教学課長（人数計 9 名）

・ 委員会等の運営方法

「教職課程協議会」

毎年 1 回開催する。教育実習計画の策定、教育実習指導の実施、実習後の課題把握、指導や評価のあり方などに関する基本的な実習方針を定める。

「教職課程指導センター」

毎月 1 回、年間 12 回開催する。教職課程協議会、学生部、教学部と連携しながら、充実した実習指導の運営が図られるように、具体的な実習計画・実習指導体制を策定する。指導や評価について学内の連絡・調整を図り、実地的な指導に当たる。

「学生部」

毎週 1 回、年間 50 回ほど開催する。教職課程協議会、教職課程指導センターの連絡業務及び事務、各実習校への受け入れ依頼など日常の実習事務は学生部修学支援課が行う。学生部には学生課、修学支援課があるが、実習事務は修学支援課が所管し、学生部長の指示の下に行う。

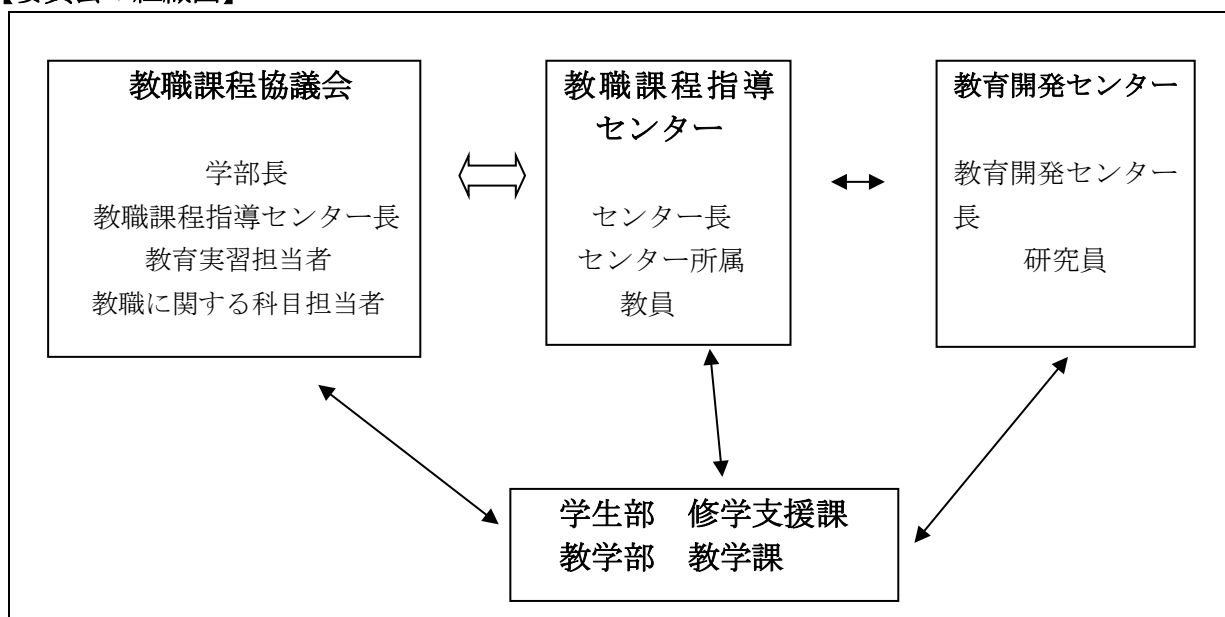
「教学部」

毎週 1 回、年間 50 回ほど開催する。教育課程全体の構成、運用などを担当する部門であり、教職課程についてもカリキュラム作成等について責任を負うほか、教育開発センターの事務を所掌する。

「教育開発センター」

毎月 1 回、年間 10 回程度行う。教育の質の向上を目指して、教育方法の改善・評価基準の検討、良質な教育課程の開発などの研究を行うが、実習教育のあり方、実習教育方法の改善についても研究を行う。センターには教育開発センター長の下に、研究員を配属し、教職課程協議会・教職課程指導センターとの連携を図り、実習教育の向上を目指す。

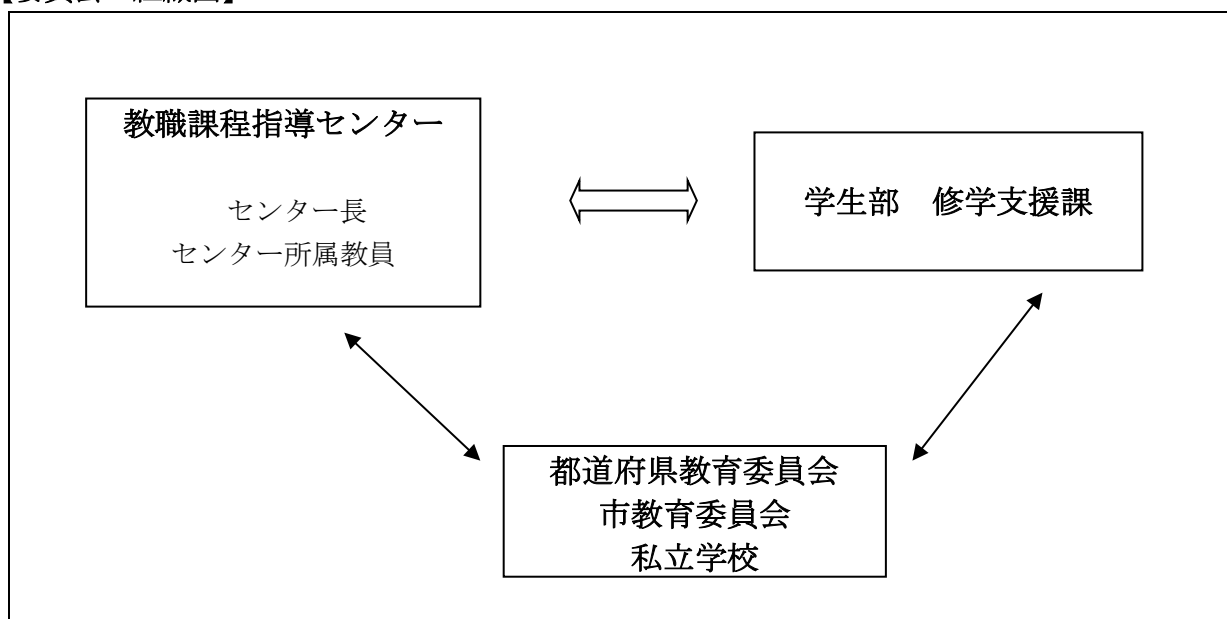
【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関との連絡調整等を行う委員会等

- 委員会等の名称
「教職課程指導センター」
「学生部」
- 委員会等の構成員（役職・人数など）
「教職課程指導センター」
教職課程指導センター長、センター所属教員（人数計 4 名）
「学生部」
学生部長、学生課長・課員、修学支援課長・課員（人数計 9 名）
- 委員会等の運営方法
「教職課程指導センター」
毎月 1 回、年間 12 回開催する。学生部と連携しながら、学年暦に従って教育実習を設定し、都道府県および市教育委員会、私立学校と連携し、教育実習の実施計画を策定する。実習依頼文の作成、学生への周知、依頼後の調整、評価方法の策定など実務を担う。
「学生部」
毎週 1 回、年間 50 回ほど開催する。教職課程指導センターからの指示を受け、実際の依頼業務、実習校からの連絡に基づく学内業務の進行、学生の実習状況の管理、巡回指導の経理作業、履修カルテの作成、実習記録の確定、外部業者への発注、納品、経理作業など実務を担う。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

1. 以下に掲げる科目を履修済であること

- ・総合基礎演習Ⅰ 2単位 1年次前期開設 必修科目
- ・総合基礎演習Ⅱ 2単位 1年次後期開設 必修科目
- ・日本文化学演習Ⅰ 2単位 2年次前期開設 必修科目
- ・日本文化学演習Ⅱ 2単位 2年次後期開設 必修科目
- ・人権と社会 2単位 1年次前期開設 必修科目
- ・教育の基礎と制度 2単位 1年次後期開設 必修科目
- ・中等教科教育法Ⅰ 2単位 2年次後期開設 必修科目

2. 以下に掲げる科目を履修済又は履修中であること

- ・情報処理 2単位 1年次前期開設 必修科目
- ・特別支援教育 2単位 2年次後期開設 必修科目
- ・総合的な学習の時間 2単位 3年次前期開設 必修科目
- ・教育の方法と技術（ICT活用含む） 2単位 3年次前期開設 必修科目
- ・教職論 2単位 2年次前期開設 必修科目
- ・中等教科教育法Ⅱ 2単位 3年次前期開設 必修科目
- ・中等教科教育法Ⅲ 2単位 3年次前期開設 必修科目
- ・中等教科教育法Ⅳ 2単位 3年次後期開設 必修科目
- ・教育実習事前・事後指導 1単位 3年次前期・後期開設 必修科目
- ・教育課程総論 2単位 3年次前期開設 必修科目
- ・2年次後期までに開設する教科に関する専門的事項の科目の内、4科目8単位以上を履修済

み又は履修中であること

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	中学校○学級、小中学校○学級、高等学校○学級			
○	×	学校名	華頂女子高等学校（京都市東山区林下町3-456） 学級数：12学級 生徒数：279人			
		教員数	45人（内訳）管理職3人、教諭20人、講師21人、養護教諭1人、			
○	×	教育委員会名	京都市教育委員会	中学校：64校	小中学校：8校	高等学校：11校

教育実習生受入承諾書

令和6年2月19日

京 都 華 頂 大 学
学 長 中 野 正 明 様

華頂女子高等学校
校長 前田 千秋
(公印略)

本校は、京都華頂大学日本文化学部日本文化学科が教員養成課程の指定を受けた際は、下記のとおり教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

記

- 1 対象となる学部学科
 - ・京都華頂大学 日本文化学部日本文化学科（仮称）
- 2 免許状の種類
 - （1）中学校教諭一種免許状（国語）
 - （2）高等学校教諭一種免許状（国語）
- 3 2の免許状に係る教育実習生受入可能人数 2名
- 4 2の免許状に係る教育実習生受入時期
 - ・令和9年4月1日以降

教育実習生受入承諾書

令和6年2月19日

学校法人佛教教育学園
京都華頂大学
学長 中野 正明 様

京都市教育長 稲田 新吾
(公印省略)

本教育委員会は、学校法人 佛教教育学園が設置する京都華頂大学日本文化学部日本文化学科（仮称）が教員養成課程の指定を受けた際は、下記のとおり教育実習生を受け入れることを承諾します。

記

- 1 対象となる学部学科
 - ・ 京都華頂大学 日本文化学部日本文化学科（仮称）
- 2 免許状の種類
 - （1）中学校教諭一種免許状（国語）
 - （2）高等学校教諭一種免許状（国語）
- 3 2の免許状に係る教育実習生受入対象校（令和5年5月1日現在）
 - （1）京都市立中学校 64校
 - （2）京都市立小中学校（義務教育学校）後期課程 8校
 - （3）京都市立高等学校 11校
- 4 2の免許状に係る教育実習生受入時期
 - ・ 令和9年4月1日以降